

# 令和4年度地域内リーダー系統確保維持計画認定申請書について

令和3年7月16日  
地域活性推進課

# 1 嘉麻市地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書について

稲築桂川線及び市内循環線（東回り）の維持を目的とし、目的の達成（路線維持）のために行う事業や事業の目標を定めた計画。

また国から計画の認定を受けることにより、「該当路線の（経常費用－経常収入）×1/2（ただし自治体で限度額あり）」の額の補助を受けることができ、更に、公共交通網形成計画を策定していることにより、限度額が上昇する。

## 1. 対象期間

令和3年10月1日～令和4年9月30日

## 2. 対象路線

- ・ 稲築桂川線
- ・ 市内循環線（東回り 山田方面）

様式第 1 - 6 (日本工業規格 A 列 4 番)

嘉 地 第 〇 〇 号  
令和 3 年 〇 月 〇 〇 日

国土交通大臣 殿

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 氏名又は名称 | 嘉麻市                |
| 住 所    | 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1 |
| 代表者氏名  | 嘉麻市長 赤間 幸弘         |

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

## 生活交通確保維持改善計画の名称

嘉麻市地域内フィーダー系統確保維持計画

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

嘉麻市においては、平成29年7月に嘉麻市地域公共交通網形成計画を策定しており、網形成計画に定める実施事業において、利便性の高い交通環境を構築するため、市バスの全体的な路線見直しに加えて新たな路線として、令和元年に市内外を結ぶ公共交通路線を確保するため、稲築地域から桂川方面への公共交通路線（稲築桂川線）及び、令和2年に山田地域から稲築地域への公共路線（市内循環線（東回り 山田方面））の構築を図った。

以前は飯塚市に連絡するバス路線である、西鉄バス上山田線、飯塚～大隈線、碓井・大分坑線を軸に、市内の4つの地域（山田地域・稲築地域・碓井地域・嘉穂地域）をコミュニティバスや福祉バス等で構成する公共交通網を形成していたが、令和2年から福祉バスを市バスに統合し、稲築桂川線、市内循環線（東回り 山田方面）を含む7路線で公共交通網を形成している。

市内にはJR後藤寺線の下鴨生駅が立地し、飯塚市及び田川市方面へのアクセス性を有するが、福岡市や北九州市方面等の広域的なアクセスにおいては、隣接する桂川町に立地するJR 福北ゆたか線の桂川駅への移動のニーズが高い。また、嘉麻市では、令和2年3月から稲築地域の市役所新庁舎が供用開始となり、市内各地域や市外から稲築地域への移動ニーズが高まっている。

稲築桂川線については、発着点を桂川駅・下鴨生駅とし、福岡市・北九州市への広域的なアクセス性を確保するとともに、沿線には稲築志耕館高校、嘉穂総合高校の2校が立地しているため、市内外から両校へのアクセス性を確保している。このため、嘉麻市地域内フィーダー系統確保維持計画によって、稲築桂川線を維持することで、住民の生活交通手段を存続させ続ける必要がある。

市内循環線（東回り 山田方面）については、山田地域では以前から住民の生活を支えていたスーパーの閉店が続き、現在では1店のみとなっている。また、日常生活に欠かすことができないホームセンターも地域内にないため、山田地域から稲築地域の商業集積地への移動のニーズが非常に高まっている。

また、早朝のダイヤを見直したことで市内高等学校へ通学で利用する学生からのニーズも非常に高い状態である。そのため、山田地域と市役所新庁舎等をつなぎ、買い物や通学等の利用を加味した山田地域から稲築地域へのアクセス性を確保するため、嘉麻市地域内フィーダー系統確保維持計画による市内循環線（東回り 山田方面）を維持し、住民の生活交通手段を存続させ続ける必要がある。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

稲築桂川線及び市内循環線の収支率を20%以上とする。

(嘉麻市地域公共交通網形成計画 P79 参照)

令和4年度 20%

令和5年度 20%

令和6年度 20%

令和3年度も5月上旬から緊急事態宣言が発令され、外出自粛等による公共交通の利用者数減が想定される。

現在も新型コロナウイルス感染症の流行は続いており、今後も流行が続くようであれば、令和4年度の収支は悪化する可能性がある。

### (2) 事業の効果

稲築桂川線を運行することにより、稲築地域から桂川駅・下鴨生駅への移動手段が確保されるとともに、稲築志耕館高校、嘉穂総合高校への通学に必要な移動手段を維持することができる。

また、市内循環線(東回り 山田方面)を運行することにより、山田地域から稲築地域の買い物や通学等の生活に必要な移動手段を維持することができる。

さらには、市内のコミュニティバス路線網の維持により、更なる効率的な運行体系の確保が可能となる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・官民一体となった、わかりやすい情報の提供(公共交通マップの配布等)(嘉麻市、交通事業者、嘉麻市観光まちづくり協会)
- ・市バスラッピングや車内広告等による収入の確保(嘉麻市、交通事業者、関係企業)
- ・地元商店等と公共交通の連携による商業の活性化及び市バス利用者の増進(嘉麻市、商工会議所、商工会)
- ・高齢者・運転免許自主返納者等に対する公共交通利用促進策の検討(嘉麻市、交通事業者、地域住民)

(嘉麻市地域公共交通網形成計画 P68~69 参照)

|   |
|---|
| <p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>   |
| <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>稲築桂川線及び市内循環線（東回り 山田方面）については、概ね既存交通手段がない地域を運行し、地域間幹線交通である西鉄バス路線やJRと結節し、乗継等を考慮したダイヤ設定等整合を図っており、どちらも令和元年8月に開催した嘉麻市バス運行業務委託業者選定委員会にて業者が決定した。（詳細は別添「系統図」、「接続要件」、「時刻表」のとおり）</p> |
| <p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>  |
| <p>嘉麻市から運行事業者への補助金額については、運行経費の全額を負担し、運行収入及び国庫補助金を嘉麻市にて受け入れを行うこととしている。</p>   |
| <p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>  |
| <p>稲築桂川線（令和3年10月～令和4年9月）：嘉穂観光株式会社<br/>市内循環線（令和3年10月～令和4年9月）：株式会社ひまわり観光</p>  |
| <p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法<br/><b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b></p>  |
| <p>該当なし</p>   |
| <p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要<br/><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>  |
| <p>該当なし</p>   |
| <p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧<br/><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>  |
| <p>該当なし</p>   |
| <p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br/><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>   |
| <p>該当なし</p>   |

|   |
|---|
| 11. 外客来訪促進計画との整合性<br><b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>  |
| 該当なし  |
| 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>   |
| 別添の表5のとおり。  |
| 13. 車両の取得に係る目的・必要性<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| 該当なし  |
| 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |
| (1) 事業の目標   |
| 該当なし  |
| (2) 事業の効果   |
| 該当なし  |
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                           |
| 該当なし  |
| 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br><b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> |
| 該当なし  |
| 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |
| 該当なし  |

|   |
|---|
| 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| (1) 事業の目標   |
| 該当なし  |
| (2) 事業の効果   |
| 該当なし  |
| 19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |
| 該当なし  |
| 20. 協議会の開催状況と主な議論   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年5月28日(第1回)<br/>(議題) 個別路線(稲築桂川線)について協議、了承フィーダー系統確保維持計画について協議、了承</li> <li>・平成30年8月9日(第2回)<br/>(議題) 西鉄バス「碓井・大分坑線」一部区間廃止への対応等協議</li> <li>・平成30年9月25日(第3回)<br/>(議題) 稲築桂川線における道路輸送法第4条許認可申請協議、了承</li> <li>・平成31年1月22日(第4回)<br/>(議題) 市バス全体見直し路線(幹線路線図(案))等協議、了承</li> <li>・平成31年2月19日(第5回)<br/>(議題) 市バス全体見直し路線(幹線・枝線路線(案))等協議、了承</li> <li>・平成31年3月29日(第6回)<br/>(議題) 市バス全体見直し路線(幹線・枝線路線資料)(市内循環線(東回り:山田経由)含む)について協議</li> <br/> <li>・平成31年4月26日(第1回)<br/>(議題) 市バス全体見直し路線(幹線・枝線路線資料)(市内循環線(東回り:山田経由)含む)について協議、了承</li> <li>・令和元年5月30日(第2回)<br/>(議題) 市バス幹線路線バス停及びダイヤ運行(案)(市内循環線(東回り:山田経由)を含む)について協議、了承<br/>フィーダー系統確保維持計画について協議、承認</li> <li>・令和元年6月28日(第3回)<br/>(議題) 市バス見直し路線(枝線バス停・運行ダイヤ(案)及びデマンド型運行)について協議、了承<br/>福祉バスの市バス統合及び持続性のある高校通学を考慮した市バス運賃の考え方について協議、了承</li> <li>・令和元年7月31日(第4回)<br/>(議題) 福祉バスの市バス統合及び持続性のある公共交通を考慮した市バス運賃の考え方について協議、了承<br/>稲築南線路線変更及び停留所の設置について協議、承認<br/>市バス熊ヶ畑桂川線、カッホー馬古屏・坂谷線の路線変更について協議・承認</li> <li>・令和元年10月18日(第5回)</li> </ul> |

- (議題) 嘉麻市バス定期券・回数券について協議・承認  
嘉麻市バス「稲築桂川線」の運行車両の追加について協議・承認
- ・令和元年11月15日(第6回)
- (議題) 嘉穂西線路線変更及び停留所の設置について協議・承認
- ・令和2年1月22日(第7回)
- (議題) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について協議・承認  
嘉麻市バス運行業務委託に係るプロポーザルの結果及び契約状況について協議・承認
- ・令和2年6月23日(第1回) 書面開催
- (議題) 令和3年度フィーダー系統確保維持計画について協議・承認
- ・令和2年7月31日(第2回) 書面開催
- (議題) 稲築庁舎除却に伴うバス路線の経路変更について  
一般旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書協議・承認
- ・令和2年10月30日(第3回) 書面開催
- (議題) 嘉麻市バスの運行状況について  
デマンド運行型バス乗継ポイント等報告
- ・令和2年11月19日(第4回)
- (議題) 嘉麻市公共交通改善の方向性について協議・承認
- ・令和2年12月25日(第5回)
- (議題) 嘉麻市バス路線、時刻等の変更(案)について協議・承認
- ・令和2年2月12日(第6回)
- (議題) 柿ノ木橋架替え工事に伴うバス路線の経路変更について報告  
嘉麻市バス路線(案)修正点について  
嘉麻市バス嘉穂地区枝線の変更について(案)協議・承認
- ・令和3年2月24日(第7回) 書面開催
- (議題) 新嘉穂支所運用開始に伴う市バスの乗入れについて協議・承認
- ・令和3年3月28日(第8回) 書面開催
- (議題) 令和3年度嘉麻市バス新規路線及び時刻表の決定について報告令和3年4月からの嘉麻市バス路線及びダイヤ等の変更に伴う、地域内フィーダー系統確保維持計画変更について協議・承認
- ・令和3年7月16日(第1回)
- (議題)

## 21. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページ及び広報紙、各庁舎の情報コーナーにて嘉麻市地域公共交通計画(案)に関する意見を募集した。嘉麻市地域公共交通網形成計画策定時に住民や高校生を対象にアンケート調査を実施した。かねてより、稲築地域から桂川駅への路線の設置、山田地域から稲築地域に立地しているスーパー等への路線の設置を求める声が強くなり、同路線を新設する計画とした。今後も利用者数、利用者アンケート結果及び利用者からの意見の電話等の内容を協議し、継続して路線、ダイヤ等への反映を検討する。

| 22. 協議会メンバーの構成員 |   |
|-----------------|---|
| 関係都道府県          |   |
| 関係市区町村          | 福岡県   |
| 交通事業者・交通施設管理者等  | 嘉麻市総務課・地域活性推進課 桂川町企画財政課                               |
| 地方運輸局           | 西鉄バス筑豊(株) 福岡県筑豊地区タクシー協会 福岡県バス協会<br>福岡県飯塚県土整備事務所 嘉麻警察署 |
| その他協議会が必要と認める者  | 福岡運輸支局  |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1

(所 属) 嘉麻市 地域活性推進課

(氏 名) 竹原 優

(電 話) 0948-42-7404

(e-mail) kassei@city.kama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

| 市区町村名 | 運送予定者名    | 運行系統名<br>(申請番号)               | 運行系統       |       |      | 系統<br>キロ程            | 計画運<br>行日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 利<br>便<br>増<br>進<br>特<br>例<br>措<br>置 | 地域内フィーダー系統の基準適合<br>(別表7及び別表9) |                    |   |                           |
|-------|-----------|-------------------------------|------------|-------|------|----------------------|------------|----------------|--------------------------------------|-------------------------------|--------------------|---|---------------------------|
|       |           |                               | 起点         | 経由地   | 終点   |                      |            |                |                                      | 運行態様の別                        | 基準ハで<br>該当する<br>要件 | 補助対象地域間幹線系統<br>等と接続の確保                            | 基準ホで該<br>当する要件<br>(別表7のみ) |
| 嘉麻市   | (有)嘉穂観光   | (1) 稲築桂川線(市役所・稲築病院経由)         | 下鴨生駅       | 嘉麻市役所 | 桂川駅  | 往 13.3km<br>復 13.3km | 359日       | 3,051.5回       |                                      | 路線定期                          | ①                  | 補助対象地域間幹線系統である西鉄バス線の飯塚大隈線嘉麻市役所停留所と市バス嘉麻市役所停留所にて接続 | ③                         |
|       | (有)嘉穂観光   | (2) 稲築桂川線(東岩崎・嘉穂総合高校経由)       | 下鴨生駅       | 東岩崎   | 桂川駅  | 往 14.7km<br>復 14.7km | 359日       | 359.0回         |                                      | 路線定期                          | ①                  | 補助対象地域間幹線系統であるJRの桂川駅と市バス桂川駅停留所にて接続                | ③                         |
|       | (有)嘉穂観光   | (3) 稲築桂川線(なつきが丘・嘉麻市役所・稲築病院経由) | 下鴨生駅       | なつきが丘 | 桂川駅  | 往 13.7km<br>復 13.7km | 359日       | 538.5回         |                                      | 路線定期                          | ①                  | 補助対象地域間幹線系統であるJRの桂川駅と市バス桂川駅停留所にて接続                | ③                         |
|       | (有)嘉穂観光   | (4) 稲築桂川線(嘉麻市役所経由)            | 下鴨生駅       | 嘉麻市役所 | 桂川駅  | 往 12.km<br>復 12.km   | 359日       | 359.0回         |                                      | 路線定期                          | ①                  | 補助対象地域間幹線系統であるJRの桂川駅と市バス桂川駅停留所にて接続                | ③                         |
|       | ひまわり観光(株) | (5) 市内循環線 東回り 山田方面            | 総合バスステーション | 嘉麻市役所 | 稲築病院 | 往 20.km<br>復 20.km   | 359日       | 2,333.5回       |                                      | 路線定期                          | ①                  | 補助対象地域間幹線系統である西鉄バス線の飯塚大隈線嘉麻市役所停留所と市バス嘉麻市役所停留所にて接続 | ③                         |
|       |           | (6)                           |            |       |      | .km<br>.km           | 日          | .0回            |                                      | 路線定期                          |                    | JRの〇〇駅と◇◇停留所にて接続                                  |                           |
|       |           | (7)                           |            |       |      | .km<br>.km           | 日          | .0回            |                                      | 路線定期                          |                    | JRの〇〇駅と◇◇停留所にて接続                                  |                           |
|       |           | (8)                           |            |       |      | .km<br>.km           | 日          | .0回            |                                      | 路線定期                          |                    | JRの〇〇駅と◇◇停留所にて接続                                  |                           |
|       |           | (9)                           |            |       |      | .km<br>.km           | 日          | .0回            |                                      | 路線定期                          |                    | JRの〇〇駅と◇◇停留所にて接続                                  |                           |
|       |           | (10)                          |            |       |      | .km<br>.km           | 日          | .0回            |                                      | 路線定期                          |                    | JRの〇〇駅と◇◇停留所にて接続                                  |                           |

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

|       |     |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 嘉麻市 |
|-------|-----|

(単位:人)

|          | 人口     |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 38,743 |
| 交通不便地域   | 38,743 |

交通不便地域の内訳

| 人口     | 対象地区  | 根拠法                    |
|--------|-------|------------------------|
| 38,743 | 嘉麻市全域 | 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 |
|        |       |                        |
|        |       |                        |
|        |       |                        |

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

| 計画名            | 策定年月日     | 算定式適用開始年度 |
|----------------|-----------|-----------|
| 嘉麻市地域公共交通網形成計画 | 平成29年7月4日 | 平成31年度    |
|                |           |           |

(※参考)

| 対象人口 | 算定式 | 国庫補助上限額 |
|------|-----|---------|
|      |     |         |

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。

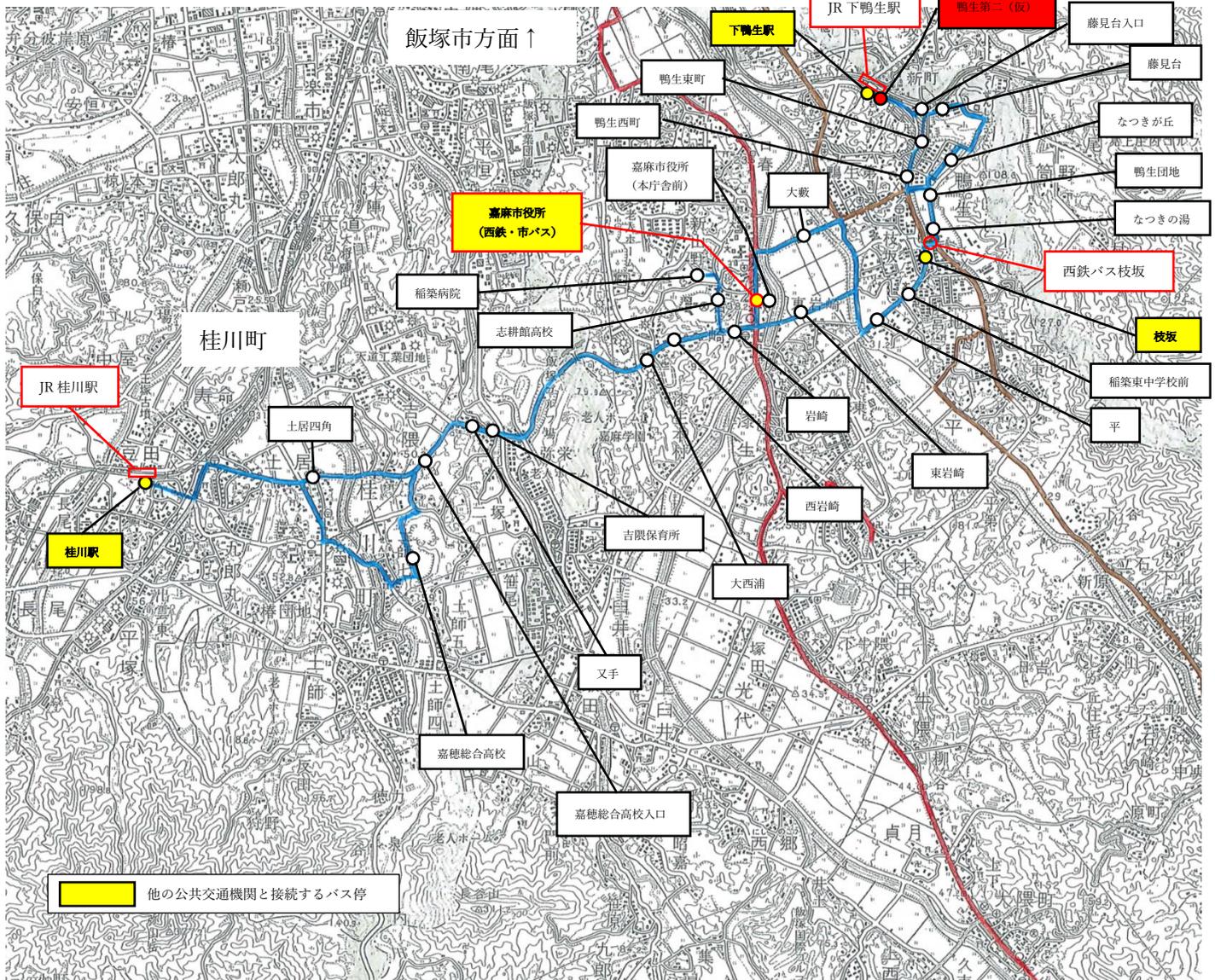
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

E-c 接続要件

【申請番号：(1)～(4) 稲築桂川線】



■接続点について

・市バス「下鴨生駅」バス停⇔JR「下鴨生駅」

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 市バス「下鴨生駅」到着時間 | 16:44           |
| JR「下鴨生駅」出発時間  | 16:56 (新飯塚駅方面行) |
| バスとの距離        | 徒歩 1分           |

・市バス「桂川駅」バス停⇔JR「桂川駅」

|              |              |               |
|--------------|--------------|---------------|
| 市バス「桂川駅」到着時間 | 7:31         | 20:50         |
| JR「桂川駅」出発時間  | 7:46 (博多方面行) | 20:59 (博多方面行) |
| バス停との距離      | 徒歩 3分        |               |

・市バス「枝坂」バス停⇔西鉄バス枝坂バス停

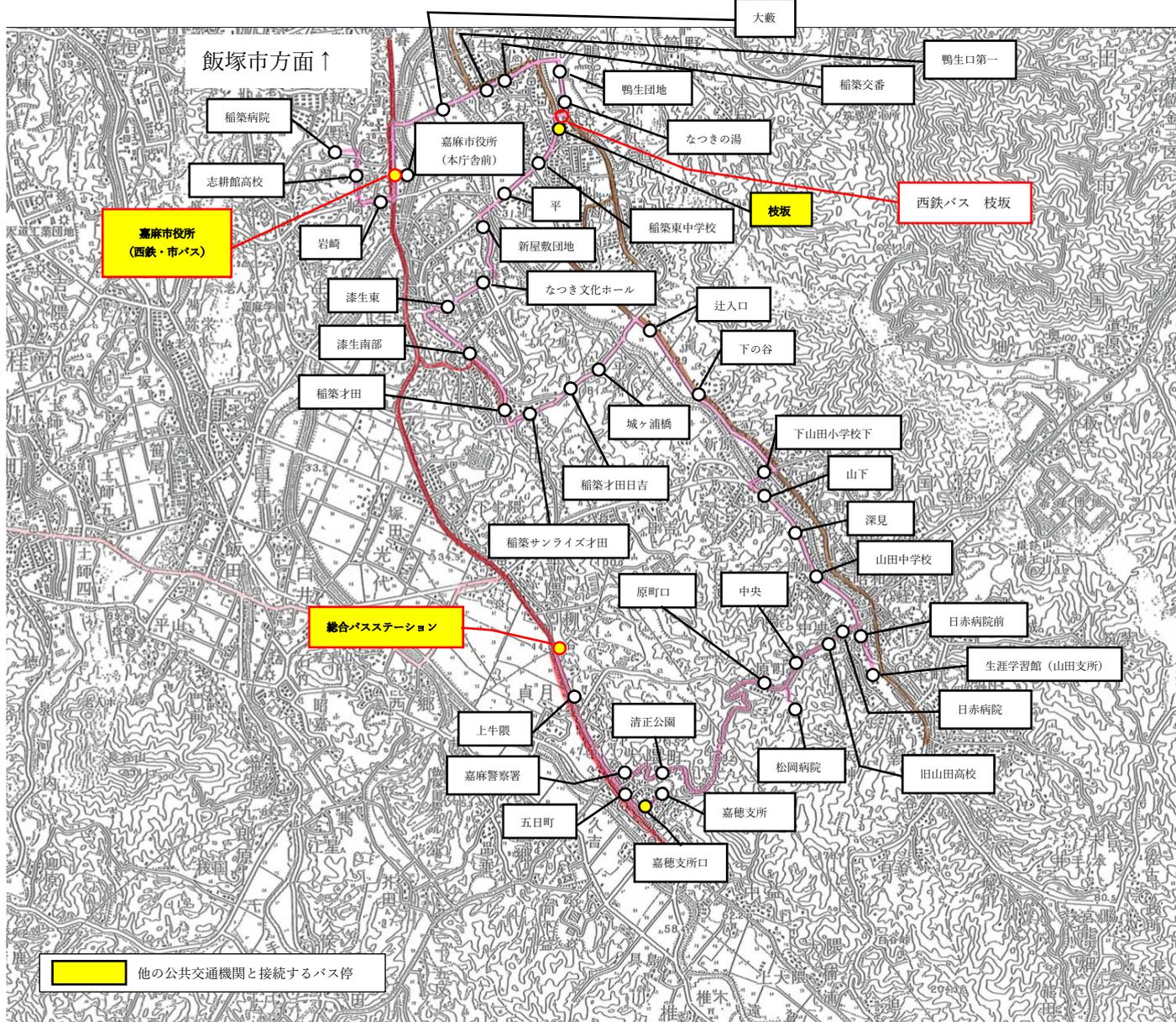
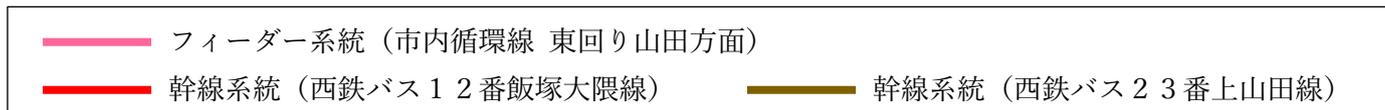
|              |                |
|--------------|----------------|
| 市バス「枝坂」到着時間  | 15:21          |
| 西鉄「バス枝坂」出発時間 | 15:59 (上山田方面行) |
| バス停間の距離      | 徒歩 3分          |

・市バス「嘉麻市役所」バス停⇔西鉄バス嘉麻市役所バス停

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 市バス「嘉麻市役所」到着時間  | 8:59         |
| 西鉄バス「嘉麻市役所」出発時間 | 9:22 (飯塚方面行) |
| バス停間の距離         | 徒歩 2分        |

E-c 接続要件

【申請番号：(5) 市内循環線 東回り山田方面】



■接続点について

・市バス「嘉麻市役所」バス停 ⇄ 西鉄バス「嘉麻市役所」バス停

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 市バス「嘉麻市役所」到着時間  | 8:23         |
| 西鉄バス「嘉麻市役所」出発時間 | 8:34 (飯塚方面行) |
| バス停との距離         | 徒歩 2 分       |

・市バス「枝坂」バス停 ⇄ 西鉄バス「枝坂」バス停

|              |              |
|--------------|--------------|
| 市バス「枝坂」到着時間  | 8:15         |
| 西鉄バス「枝坂」出発時間 | 8:26 (飯塚方面行) |
| バス停との距離      | 徒歩 3 分       |

・西鉄バス「嘉麻市総合バスステーション」 ⇄ 市バス「嘉麻市総合バスステーション」

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 西鉄バス「嘉麻市総合バスステーション」到着時間 | 9:38 (大隈方面行) |
| 市バス「嘉麻市総合バスステーション」出発時間  | 9:44         |
| バス停との距離                 | 徒歩 0 分       |